

令和元年度に林業現場の視察勉強会を開催したところ、参加者から「植林作業ならできそうな感じ」とのご意見をいただきましたので、今回は、植林に必要な「苗木づくり」の作業についてご紹介します。

発行 令和2年7月17日  
盛岡広域振興局林務部

## 「苗木づくり」の作業について

山に植える「苗木」は、「苗木畑」と呼ばれる畑で育てられています。この工程を「育苗」といいます。

苗木の前はやっぱり種。苗木畑で2～3年かけて育て、山に植えられます。

### 山に苗木を植えるまで



スギの苗木

#### ①採種

丈夫で強い苗をつくるにはまず、成長が早く、幹が通直など、優良な形質の母樹を交配させて遺伝的に優秀な種子をつくることから始まります。

育苗用の種子は、本県では採取園に植えている優良な形質の種採り用の育種母樹から採取します。

#### ②播種

採取した種子を、播種床という畑に播きます。芽が出たばかりの苗は、強い日差しに弱いので、直射日光をさけるための日よけをかけたり、雑草に成長が妨げられないよう、草取りをします。苗木の成長にとって、草取りは重要な作業です。

#### ③床替え

秋に苗木を畑からいったん掘り取って、根を切り戻し、仮植えして冬越しさせ、翌春に植えなおす作業を行います。これにより根の成長を促し、斉一な規格の苗木に育てます。

#### ④掘り取り

生育した苗木を収穫します。この時点で病虫害等で弱っていたり、生育が悪く規格に達していない苗を分ける選苗を行います。

#### ⑤出荷

苗木を傷めないように荷造りし、植栽場所まで輸送します。



スギ苗木畑の様子

このようにして育てられた苗木が、植林用の苗木として山に植えられます。

植えられた苗木は、木材として利用されるまで、40年以上かかります。その間、人の手による保育作業が必要となります。

今回ご紹介したのは、「裸苗」と呼ばれる、苗木畑で育てる苗木のつくり方です。このほかに「コンテナ苗」と呼ばれる、特殊な形の容器を使って育てる根鉢（土）付きの苗木のつくり方もあります。

続きまして、福祉関係のお知らせです。

【問合せ先】盛岡広域振興局林務部  
電話：019-629-6613 Fax：019-629-6624

# 福祉の窓

林業の皆様には福祉の制度や取り組みをお伝えするコーナー。

今回は「ワーキング・インクルージョン推進事業※1」について、紹介します。

## ワーキング・インクルージョン推進事業について

「ワーキング・インクルージョン推進事業」とは、ひきこもり状態や長期にわたり就労していなかった方など、直ちに一般就労に繋げることが困難な方のために、前段階の訓練場所として**中間的就労※2**の場を提供することで「**就労を通じた社会参加（ワーキング・インクルージョン）**」を実現しようとする取組です。

盛岡広域振興局では、同局管内市町、同社協、民間事業者など関係機関等と連携し、「**ワーキング・インクルージョン推進ネットワーク会議**」を設置の上、意見交換を行ったり、先進地視察や研修会を実施したりして、事業運営のノウハウを蓄積し、中間的就労の場の拡充に取り組んでいます。

### ※1 インクルージョン (inclusion)

「包括」「包含」の意。「組織内の誰にでもビジネスの成功に参画・貢献する機会があり、それぞれに特有の経験やスキル、考え方が認められ、活用されていること」

出典『日本の人事部』/人事労務用語辞典について

### ※2 中間的就労

一般就労と、いわゆる福祉的就労（障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業等）との間に位置する就労。

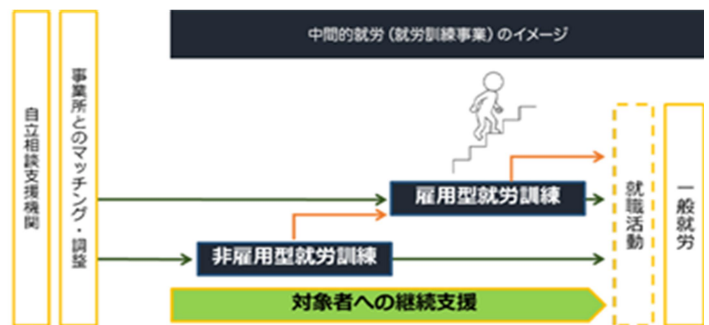
## 中間的就労の場の拡充に向けた視察研修

前掲ネットワーク会議では、中間的就労の場の拡充に向けた取組の一環として、令和2月1月16日（木）～17日（金）に、千葉県千葉市にある**認定就労訓練事業所「ユニバーサル就労ネットワークちば」**の視察研修を行いました。同団体は、10年以上も前から「ユニバーサル就労」という枠組みで、様々な「生きにくさ」を抱える人たちの働く場造りに携わってきましたが、この取組の一部がモデルとなって、平成27年4月に「**中間的就労（就労訓練事業）**」として全国で施行されました。

支援対象者が、中間的就労を経て一般就労に至るまでのイメージは右図のとおりです。

自立相談支援機関（県社協）は、支援対象者の状況を踏まえ、関係機関と連携しながら、就労訓練の形態（雇用型・非雇用型）の提案

及び斡旋をします。また訓練を経て、一定の段階に到達したときは、一般就労への移行をサポートします。就労訓練事業所の数や業種が多ければ多いほど、支援対象者の利用できる選択肢が広がります。それぞれの特徴を生かしながら、支援対象者を社会参加に繋げることが期待されます。



中間的就労を含む、生活困窮者自立支援制度利用者の総合相談窓口です。中間的就労希望者を事業者につなぎ、希望者と事業者のコーディネートをしています。

生活困窮者自立支援制度に関する問合せ先  
盛岡広域振興局保健福祉環境部保護課  
電話：019-629-6578